

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

具体的には、「サプライチェーン全体視点での適正化・整流化」を基本に推進中の下記取組みを強化・拡大します。

- 品質・生産性向上に共同で取り組み、相互の収益力強化を図る。
- 少量多品種を中心に、ものづくり技術の開発・進化に共同で取り組み、持続性を確保する。
- 当社独自の帳票やデータ交換を業界標準化することにより、取引のデジタル化を促進する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

現支払サイト(60日以内)をベースに、その短縮・現金化に取り組めます。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- 国連グローバル・コンパクトに加盟するなど、事業活動の基本に SDGs を据える企業として、パートナーとともに各目標の達成に取り組めます。
- 取引先からの苦情・疑義等を受け付ける通報制度を導入済。
- 経済産業省の「未来志向型の取引慣行に向けて」、経団連等の「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」に賛同し、具体的に取り組んでいます。
- ホワイト物流に賛同し、「自主行動宣言」を表明済。
- 経営者間の相互理解を深めるために、定期的にパートナーズ・ミーティングを開催。

2021年7月26日

本多通信工業株式会社

代表取締役社長 櫻尾 欣司